

食品安全委員会（第763回会合）議事概要

日 時：令和元年11月12日（火） 14：00～14：59

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 7名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 3名、一般 11名

議事概要

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イプフルフェノキン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シフルフェナミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「メフェントリフルコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

本件について、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（2）新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「ヘルシア サッと健膳 プレーン、
ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル、
ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味、
ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル」
に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

（3）菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「乳等省令に係る調製粉乳の審査事項」に関する審議結果の報告について

→担当の山本委員から説明。

本件について、意見・情報の募集手続は行わないこととし、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「『既存の審査事項において、調製粉乳の安全性が確保されていることを前提として、菌末が添加されたことによる対象となる乳幼児への健康影響は無視できる程度と考えられる。』ことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の『人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき』に該当すると認められる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・「ピジフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピジフルメトフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.099 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。